

市民相談(8月分)

祝日・休日の受付・相談はありません。

秘密厳守・無料

同一内容の相談は原則1回

場 市役所1階市民相談室101・102

問 広報広聴課

TEL 06-6992-1353, 1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

▼弁護士※予

(1人30分・先着14人)

毎週木曜日13:00~16:30

臨時開催 毎週月曜日13:00~16:30

▼司法書士※予

(1人30分・先着8人)

第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・売買・贈与などの登記

▼司法書士※予

(1人30分・先着4人)

第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続税・所得税・贈与税など

▼税理士※予

(1人30分・先着6人)

第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など

▼行政書士※予

(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など

▼宅地建物取引士※予

(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

※予上記いずれも相談日の1週間前(休日の時は翌開庁日)13:00から電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

▼行政相談委員予前日までに

第4火曜日10:00~12:00

障がい者(児)各種手当の現況確認

特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給している人へ、8月に現況届を送付します。

提出期限までに障がい福祉課に書類を必ず提出して下さい。

提出期間
8月12日(水)～9月11日(金)

手当の案内

▽特別障がい者手当
20歳以上で重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別な介護が必要な障がい者に対して支給される手当です。

対①身体障がい者手帳1・2級(障がい別等級)の異なる身体障がいが重複している人
②重度の身体障がいと最重度の知的障がい重複している人

▽障がい児福祉手当
20歳未満で重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時介護が必要な障がい児に対して支給される手当です。

対①身体障がい者手帳の1・2級(障がい別等級)所持者
②身体機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状があり、常時介護を要する人
③最重度の知的障がいまたは精神の障がいがある人で、日常生活において常時介護を要する人
④身体の障がいまたは重度の知的障がいもしくは精神の障がい重複し、その状態が①～③と同程度と認められる人

無料法律相談の開催

緊急事態宣言の発令に伴い休止していた4・5月分の無料法律相談の振り替えとして、相談日を増やして開催します。

詳しくは左記「市民相談」の臨時開催をご覧ください。

問 広報広聴課
TEL 06-6992-1353

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

▽相談内容
いじめ、不登校、体罰、児童虐待など子どもの人権問題
(相談無料・秘密厳守)

▽実施期間
8月28日(金)～9月3日(木)

▽受付時間
午前8時30分～午後7時
ただし、8月29日(土)・30日(日)は午前10時から午後5時まで

TEL 0120-007-110(子どもの人権110番)

なお、電話相談以外にも、通年インターネットでパソコンや携帯電話からも相談を受け付けています。



一般社団法人 WANA関西 代表理事 藤木美奈子

DVのない男女共同参画社会へ 第1回(全5回)これってコロナDV?

こんにちは、藤木美奈子です。昨今、DVという言葉をご存じの方は多いと思います。ドメスティックバイオレンスの略で、「親密な関係にある配偶者や恋人、あるいは以前こうした関係にあった人から受ける暴力」のことです。子どもへの虐待もDVとして考えることができます。男女の別は関係なく、身体的、精神的、性的、いろいろな暴力があります。私はもと経験者として、被害者の回復支援に約40年携わってきました。

今年、「コロナDV」という言葉が目されました。コロナによる外出制限で、海外でもフランスで3割以上、イギリスでは6割以上DV関連の電話相談が増えたそうです。

なぜこんなことが起こるのでしょうか?この場合、原因として経済的不安、自由に外出できないストレス、パートナーとの密室生活、飲酒の増加などが考えられます。しかし、こんな状況だと誰もが爆発する、というわけではありません。

DVはなぜ起きるのでしょうか?理由はひとつではなく、何らかのきっかけで感情を爆発させてしまう場合もあれば、相手をコントロール(支配)するための手段として使われる場合があります。

一時的な問題やストレスが原因であれば、状況が改善されれば収まる可能性もありますが、過去、特に生育歴における学習や経験が根っこにある場合は、双方ともに繰り返す可能性が高いといえます。

どんな理由があれ、大声を出す、物にあたる、暴力を振るう行為は、内面的にみると、ストレスを対処できない、理性が働かない、相手を自分の思い通りにしたいなど、その人の「考え方」に問題があるといえます。暴力に我慢は不要です。早めに相談しましょう。

このコラムではこうした「心と暴力の関係」や「回復方法」などについて、5回に分けて紹介します。

問 人権室
TEL 06-6992-1512

世界の平和を願い 黙祷を捧げましょう

広島に原爆が投下された8月6日午前8時15分と、長崎に原爆が投下された9日午前11時2分には原爆死没者に対し、そして8月15日終戦記念日の正午には戦没者に対し、冥福と世界の恒久平和を願って、1分間の黙祷を捧げましょう。

問 人権室
TEL 06-6992-1512



生活保護適正化情報ダイヤル

市民の皆さんから、生活保護の不正受給などに関することや、本当に生活に困窮しているにも関わらず、市に相談していない人の情報などを受け付け、その情報をもとに独自に調査を行います。提供された情報は厳密に取り扱い、情報提供者の個人情報厳守します。市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

問 生活福祉課 TEL 06-6992-1593 Mori_seikatuf@city-moriguchi-osaka.jp

専用電話番号 06-6998-7921 受付時間 平日9:00~17:30

次のような情報をお待ちしています。

- ▽仕事をしているのに市に報告していない
- ▽財産があるのに、生活保護費を受給している
- ▽虚偽の世帯構成で生活保護を受けている
- ▽生活保護受給者を安いアパートに住まわせて保護費を搾取するなど、貧困ビジネスの疑いがある
- ▽自身の処方薬を他人に渡している
- ▽本当に生活に困っているのに、市や民生委員に相談していない